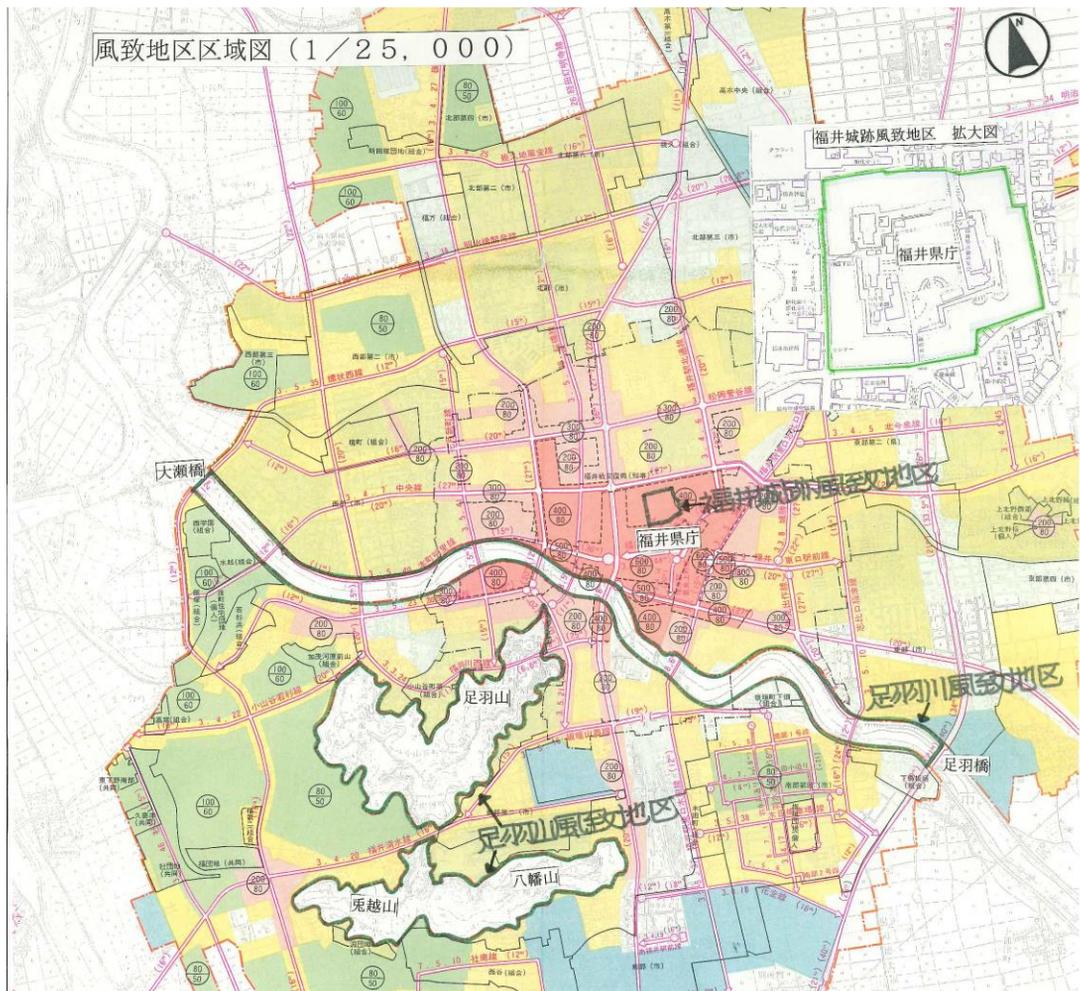


現在も残る風致地区

「庶務雑件」（資料7、複製資料で全文閲覧可能）には、風致地区の指定や規則に関する資料が綴じられています。

風致地区とは、自然的景観や史蹟名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。県内では、福井市の「福井城址風致地区」「足羽山風致地区」「足羽川風致地区」の3地区が1938年（昭和13）に指定を受けました。

現在も「福井県風致地区条例」（1970年）や「福井市風致地区内における建築等の規制に関する条例」（2003年）によって建築物の建築、宅地造成、竹木の伐採などを規制し、3地区の環境を守っています。



風致地区区域図（福井市都市計画課 提供）

で囲まれた部分が風致地区